



平成 30 年 6 月 20 日

各位

会 社 名 株式会社アーレスティ
代表者名 代表取締役社長 高橋 新
(コード番号 5852 東証第1部)
問合せ先 経営企画部長 成家 秀樹
(TEL 03-6369-8664)

譲渡制限付株式報酬制度として新株式の発行に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 6 月 20 日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株発行」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2018 年 7 月 19 日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 48,997 株 内 勤務継続型譲渡制限付株式 29,959 株 業績連動型譲渡制限付株式 19,038 株
(3) 発 行 価 額	1 株について 1,024 円
(4) 発 行 総 額	50,172,928 円
(5) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	取締役（監査等委員である取締役を除く） 5 名 40,808 株 内 勤務継続型譲渡制限付株式 27,626 株 業績連動型譲渡制限付株式 13,182 株 監査等委員である取締役（社外取締役を除く） 1 名 2,333 株 内 勤務継続型譲渡制限付株式 2,333 株 執行役員 4 名 5,856 株 内 業績連動型譲渡制限付株式 5,856 株
(6) そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、平成30年5月30日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）及び執行役員に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、中長期的な業績目標との連動性を一層高めることを目的として、対象取締役及び執行役員を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議しました。また、本日開催の第97回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」という。）として、対象取締役のうち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を「勤務継続型譲渡制限付株式」として年額45百万円以内、「業績連動型譲渡制限付株式」として年額67百万円以内と設定すること、また、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）の報酬額を「勤務継続型譲渡制限付株式」として年額8百万円以内と設定すること、及び「勤務継続型譲渡制限付株式」の譲渡制限期間を30年間、「業績連動型譲渡制限付株式」の譲渡制限期間を1年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役及び執行役員は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年24万株以内とし、その1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役及び執行役員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとし、その内容としては①対象取締役及び執行役員は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償取得すること等含まれることといたします。

今回は、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役及び執行役員の貢献度、職責の範囲及び諸般の事業を勘案し、役職員として有能な人材を登用するとともに、各対象取締役及び執行役員の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭報酬債権合計50,172,928円（以下「本金銭報酬債権」という。）、普通株式48,997株を付与することといたしました。うち、「業績連動型譲渡制限付株式」として付与する19,038株については、本制度の導入目的である中長期的な業績目標との連動性を一層高めるため、本事業年度は「1618中期経営計画」の3年度目であることから、譲渡制限期間を1年間としております。

本新株発行においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役及び執行役員10名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について発行を受けることとなります。

3. 本割当契約の概要

(1) 勤務継続型譲渡制限付株式

- ① 譲渡制限期間 2018年7月19日～2048年7月18日
- ② 退任時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、その退任につき、死亡、任期満了又は定年による退職その他これらに準ずる当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- ③ 譲渡制限解除条件

対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(1)②に定める死亡、任期満了又は定年による退職その他これらに準ずる当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(2) 業績連動型譲渡制限付株式

- ① 譲渡制限期間 2018年7月19日～2019年7月18日
- ② 退任時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役（ただし、監査等委員である取締役を除く。）又は執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、その退任につき、死亡、任期満了又は定年による退職その他これらに準ずる当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- ③ 譲渡制限解除条件

対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役（ただし、監査等委員である取締役を除く。）又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間における当社の取締役会が予め設定した業績目標達成度に応じた数の本割当株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)②に定める死亡、任期満了又は定年による退職その他これらに準ずる当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役（ただし、監査等委員である取締役を除く。）又は執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 譲渡制限期間満了時の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、譲渡制限期間が満了する前に譲渡制限を解除する場合には当該解除をした時点とする。）において、上記(1)③又は(2)③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役及び執行役員が証券会社に開設した専用口座で管

理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役及び執行役員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して証券会社との間において契約を締結している。また、当社は対象取締役及び執行役員に対し、当該口座の管理の内容につき別途同意を得ている。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)①又は(2)①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、「勤務継続型譲渡制限付株式」については譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて、また、「業績連動型譲渡制限付株式」については同期間における業績目標達成度を踏まえて、それぞれ合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本新株発行は、本制度に基づく当社の2018年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。発行価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、平成30年6月19日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値である1,024円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上